

# 医療制度改革関連法に関する 都道府県説明会

## 資料

平成18年7月10日

厚生労働省保険局

**総務課**

**説明用資料**  
**(総論)**

## 目 次

1	健康保険法等の一部を改正する法律の施行時期について	…	1
2	施行に向けての主要課題	…	2
3	今後の主な施行準備について	…	3
4	医療費適正化計画の策定に向けた今後の主なスケジュール	…	4
【参考資料】			
○	健康保険法等の一部を改正する法律の骨子	…	6
○	健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年6月13日参議院厚生労働委員会）	…	9
○	健康保険法等の一部を改正する法律の施行について （健発第0621001号、老発第0621001号、保発第0621001号）	…	16
○	パブリックコメント意見募集要項	…	34
①	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案		
②	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案		
③	健康保険法等の一部を改正する法律、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係告示の改正案		

## 健康保険法等の一部を改正する法律の施行時期について

施行時期	主な改正内容	改正対象法律
公布日(平成18年4月適用)	・国保財政基盤強化策の継続	国民健康保険法
平成18年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直し(2割→3割)</li> <li>・療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し</li> <li>・保険診療と保険外診療との併用について再構成</li> <li>・保険財政共同安定化事業の創設</li> <li>・地域型健保組合の創設</li> </ul>	健保法等医療保険各法 健保法等医療保険各法 健保法等医療保険各法 国民健康保険法 健康保険法
平成19年3月	・中医協の委員構成の見直し、団体推薦規定の廃止	社会保険医療協議会法
平成19年4月	・傷病手当金、出産手当金の支給率等の見直し	健康保険法(※)
平成20年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳～74歳の高齢者の患者負担の見直し(1割→2割)</li> <li>・乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大(3歳未満→義務教育就学前)</li> <li>○題名を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正</li> <li>・医療費適正化計画</li> <li>・保険者に対する一定の予防健診等の義務付け</li> <li>・後期高齢者(75歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設</li> <li>・前期高齢者(65歳～74歳)の医療費に係る財政調整制度の創設</li> </ul>	健保法等医療保険各法 健保法等医療保険各法 老人保健法 // // // //
平成20年10月	・政管健保の公法人化	健康保険法
平成24年4月	・介護療養型医療施設の廃止	介護保険法

【注】(※)は被用者保険各法共通

## 施行に向けての主要課題

### 1 後期高齢者医療制度（20年4月施行）

- 全都道府県における広域連合の立ち上げ
- 保険料の設定等
- 後期高齢者の心身の特性等に相応しい診療報酬体系の構築

### 2 医療費適正化（20年4月施行）

- 医療費適正化基本方針（案）、全国医療費適正化計画（案）の作成
- 保険者の糖尿病等に着目した健診・保健指導に関して、人材養成及び被扶養者に対するサービス提供の仕組みづくり
- 療養病床の再編に関して、転換プランや地域ケアの整備方針を盛り込んだ各都道府県の地域ケア構想の策定支援

### 3 全国健康保険協会（20年10月施行）

## 今後の主な施行準備について

	後期高齢者医療制度	後期高齢者にふさわしい診療報酬体系	全国健康保険協会
18年 7月			
9月	都道府県単位で後期高齢者医療広域連合の設立に向けた準備委員会の設置		
秋		後期高齢者の心身の特性等にふさわしい診療報酬体系に係る新たな検討の場設置	18年10月以降 設立委員の選任(厚生労働大臣)
12月	広域連合設立のための規約の議決(12月市町村議会)		〔 設立委員会を開催し、協会の組織、業務、職員の採用等について検討 〕
19年 1月	都道府県知事の広域連合設立許可(広域連合の設置期限は19年3月31日)		
2月	広域連合長選挙 広域連合議会議員選挙(間接選挙の場合)		
3月	広域連合議会(組織等の広域連合条例)	後期高齢者の新たな診療報酬体系の基本的考え方とりまとめ(18年度中目途)	
夏	保険料設定事前準備	後期高齢者の新たな診療報酬体系に係る基本方針を策定(夏～秋目途)	協会職員の採用基準及び労働条件の策定 (設立委員)
11月	広域連合議会(保険料条例制定)		
20年 1月 ～2月		個別点数について、中医協へ諮問・答申	
20年 4月	施行(適用、保険給付開始)  保険料徴収(普通徴収、特別徴収)開始	施行	協会の事業計画及び定款・予算の作成 (設立委員)
20年10月			全国健康保険協会の発足 (運営委員会、都道府県支部評議会の設置) 都道府県単位料率設定 (法人設立後1年以内)

## 医療費適正化計画の策定に向けた今後の主なスケジュール

	糖尿病等に着目した健診・保健指導	平均在院日数の短縮、療養病床の再編成
18年 7月	医療構造改革推進本部の改組、保険局に医療費適正化対策推進室の設置(国)	
夏	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県、保険者の準備作業の大枠について提示(国)</li> <li>○ 各保険者団体を構成員とする検討会を発足。次の事項について検討し、基本的に18年度中に結論を得る。(国)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被扶養者に対する健診、保健指導の提供の仕組み(保険者間の委託の方法、費用の決済方法、健診結果データの送付方法等)</li> <li>・ 保険者における体制整備</li> <li>・ 特定健診・特定保健指導の取組の評価方法など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県の準備作業の大枠について提示(国)</li> </ul>
	各都道府県において、医療費適正化対策のための体制整備(県)	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各都道府県において、保健師・管理栄養士等の研修、保険者間の調整を適宜実施。</li> <li>* 別途、特定健診・特定保健指導の内容(項目、方法等)については、健康局の検討会で示された案を18年度中に試行実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県において療養病床を有する医療機関の状況・意向を把握</li> <li>○ 地域ケア体制整備の基本方針や療養病床の転換プランについて定めた「地域ケア整備指針(仮称)」を作成し、都道府県に提示(国) (18年中)</li> <li>* 医療法に基づく基本方針案の提示(国)</li> </ul>
19年 3月	各保険者の特定健診・特定保健指導実施計画に関する基本指針案を提示(国)	
	各都道府県の医療費適正化計画に関する基本方針案(特定健診等の受診率、療養病床の病床数等の参酌標準を含む。)、全国医療費適正化計画(案)を提示(国)	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 健康増進法に基づく基本方針の改正案の提示(国)</li> <li>○ 各保険者における特定健診・特定保健指導実施計画の策定に関し、国及び都道府県が、適宜、助言や援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県において、「地域ケア整備構想(仮称)」を策定</li> <li>* 療養病床の再編成については、この構想に定められた内容を、第1期医療費適正化計画(H20～24)、医療計画(H20～24)、第4期介護保険事業支援計画(H21～23)に反映させる。</li> </ul>
	各都道府県が基本方針案に即して都道府県医療費適正化計画(案)を作成(必要に応じて適宜、国と相談)	
20年 4月	医療費適正化基本方針(国)、全国医療費適正化計画(国)、都道府県医療費適正化計画(県)、特定健康診査・特定保健指導基本指針(国)、特定健診・特定保健指導実施計画(保険者)の施行	
	○ 新たな都道府県健康増進計画の施行	○ 新たな都道府県医療計画の施行

(参考資料)

- 健康保険法等の一部を改正する法律の骨子
  
- 健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(平成18年6月13日参議院厚生労働委員会)
  
- 健康保険法等の一部を改正する法律の施行について  
(健発第0621001号、老発第0621001号、保発第0621001号)

○パブリックコメント意見募集要項

- ①健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案
- ②健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案
- ③健康保険法等の一部を改正する法律、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係告示の改正案

## 健康保険法等の一部を改正する法律の骨子

医療保険制度について、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」（平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会決定）に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を講ずる。

### 概要

#### 1 医療費適正化の総合的な推進

##### (1) 医療費適正化計画の策定

- 生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のため、国が示す基本方針に即し、国及び都道府県が計画（計画期間5年）を策定【平成20年4月】

##### (2) 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け

- 医療保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象とする糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の実施を義務付け【平成20年4月】

##### (3) 保険給付の内容・範囲の見直し等

- 現役並みの所得がある高齢者の患者負担を2割から3割に引き上げ【平成18年10月】
- 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担を見直し【平成18年10月】
- 傷病手当金・出産手当金の支給率等を見直し【平成19年4月】
- 70歳から74歳までの高齢者の患者負担を1割から2割に引き上げ【平成20年4月】
- 乳幼児に対する患者負担軽減（2割負担）の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前まで拡大【平成20年4月】

##### (4) 介護療養型医療施設の廃止【平成24年4月】

#### 2 新たな高齢者医療制度の創設

##### (1) 後期高齢者医療制度の創設【平成20年4月】

- 75歳以上の後期高齢者の保険料（1割）、現役世代（国保・被用者保険）からの支援（約4割）及び公費（約5割）を財源とする新たな医療制度を創設
- 保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施
- 高額医療費についての財政支援、保険料未納等に対する貸付・交付など、国・都道府県による財政安定化措置を実施

(2) 前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設【平成20年4月】

- 65歳から74歳までの前期高齢者の給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、国保及び被用者保険の加入者数に応じて負担する財政調整を実施
- 退職者医療制度について、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、現行制度を経過措置として存続

### 3 保険者の再編・統合

(1) 国保の財政基盤強化

- 国保財政基盤強化策（高額医療費共同事業等）の継続【公布日（平成18年4月から適用）】
- 保険財政共同安定化事業の創設【平成18年10月】

(2) 政管健保の公法人化【平成20年10月】

- 健保組合の組合員以外の被保険者の保険を管掌する全国健康保険協会を設立
- 都道府県ごとに、地域の医療費を反映した保険料率を設定
- 適用及び保険料徴収事務は、年金新組織において実施

(3) 地域型健保組合【平成18年10月】

- 同一都道府県内における統合を促進するため、統合後の組合（地域型健保組合）について、経過措置として、保険料率の不均一設定を認める

### 4 その他

- 保険診療と保険外診療との併用について、将来的な保険導入のための評価を行うかどうかの観点から再構成【平成18年10月】
- 中医協の委員構成の見直し、団体推薦規定の廃止等所要の見直しを実施【平成19年3月】 等

(注)【 】内は施行期日

## 趣旨

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」(平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会決定)に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を講ずる。

## 骨子

### 1 医療費適正化の総合的な推進

- (1) 生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のための医療費適正化計画の策定【平成20年4月～】
- (2) 保険給付の内容・範囲の見直し等
  - ・ 現役並みの所得がある高齢者の患者負担の見直し(2割→3割)、療養病床の高齢者の食費・居住費の見直し【平成18年10月～】
  - ・ 70～74歳の高齢者の患者負担の見直し(1割→2割)、乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大(3歳未満→義務教育就学前)【平成20年4月～】
- (3) 介護療養型医療施設の廃止【～平成24年4月】

### 2 新たな高齢者医療制度の創設 【平成20年4月～】

- (1) 後期高齢者(75歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設
- (2) 前期高齢者(65歳～74歳)の医療費に係る財政調整制度の創設

### 3 都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合

- (1) 国保財政基盤強化策の継続【平成18年4月】、保険財政共同安定化事業【平成18年10月～】
- (2) 政管健保の公法人化【平成20年10月～】
- (3) 地域型健保組合の創設【平成18年10月～】

### 4 その他

中医協の委員構成の見直し、団体推薦規定の廃止等所要の見直し【平成19年3月】 等

健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療

法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年六月十三日

参議院厚生労働委員会

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、新たな保険外併用療養費制度においては、医療における安全性・有効性が十分確保されるよう対処するとともに、保険給付外の範囲が無制限に拡大されないよう適切な配慮をすること。

二、後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療広域連合の設立をはじめ、その創設の準備が円滑に進められるよう、都道府県、市町村、広域連合、医療保険者等に対する必要な支援に努めること。また、後期高齢者支援金を負担する保険者等の意見が広域連合の運営に反映されるよう、保険者協議会の活用等について指導を行うとともに、意見を聞く場の設定について検討を進めること。

三、後期高齢者医療の新たな診療報酬体系については、必要かつ適切な医療の確保を前提とし、その上でその心身の特性等にふさわしい診療報酬とするため、基本的な考え方を平成十八年度中を目途に取りまとめ、

国民的な議論に供した上で策定すること。

四、高齢者の負担については、高齢者に対する高額療養費の自己負担限度額の設定、療養病床に入院する高齢者の食費及び居住費の負担の設定、後期高齢者医療制度の保険料の基準の策定に当たって、その負担が過度とならないよう留意し、低所得者への十分な配慮を行うこと。特に、被用者保険の被扶養者に対する新たな保険料負担については、特段の軽減措置を講ずること。

五、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等については、その負担の歯止めとなるよう、保険料率の内訳の明示、著しく負担が高くなる保険者への配慮措置などを含めた方策を検討すること。あわせて、現行制度と比較して急激な負担増とならないよう、激変緩和のための適切な措置を講ずること。

六、高額療養費制度の自己負担限度額の在り方について、家計に与える影響、医療費の動向、医療保険財政の推移等を踏まえ、検討を加えるとともに、その適用の利便に資するため、政府管掌健康保険は把握している情報の速やかな通知に努め、国民健康保険においても通知が行われるよう保険者の努力を促すこと。

また、後期高齢者医療制度において、広域連合による被保険者への通知が十分行われるよう配慮すること。さらに、高額医療・高額介護合算制度と、障害者自立支援法のサービスに係る利用者負担とを調整する仕